瑞穂町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例　新旧対照表

新	旧
（議員報酬） 第1条　瑞穂町議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 議長　月額　446,000円 副議長　月額　382,000円 常任委員長　月額　372,000円 議会運営委員長　月額　372,000円 特別委員長　月額　372,000円 議員　月額　362,000円 第2条から第7条　略 別表　略 附　則 この条例は、令和9年1月1日から施行する。	（議員報酬） 第1条　瑞穂町議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、特別委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 議長　月額　420,000円 副議長　月額　360,000円 常任委員長　月額　350,000円 議会運営委員長　月額　350,000円 特別委員長　月額　350,000円 議員　月額　340,000円 第2条から第7条　略 別表　略